

13 環境省(特区第14次 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府県庁			
130011	容器包装以外のプラスチックとプラスチック製容器包装との混合収集	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下、「容器包装リサイクル法」といふ。)では、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出したものを市町村が分別収集し、特定事業者(容器・包装の利用・製造事業者)が再商品化を行うことを規定している。実際には、ほとんどの特定事業者は、再商品化を指定法人に委託し、再商品化費用を支払っている。容器包装リサイクル法の対象となる容器包装は、家庭から排出されるスチール缶、アルミ缶、ガラスびん、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の8種類となっており、うち、スチール缶、アルミ缶、段ボール及び紙パックについては、事業者に再商品化義務は課されていない。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」といふ。)では、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出したものを市町村が分別収集し、特定事業者(容器・包装の利用・製造事業者)が再商品化を行うことを規定している。実際には、ほとんどの特定事業者は、再商品化を指定法人に委託し、再商品化費用を支払っている。容器包装リサイクル法の対象となる容器包装は、家庭から排出されるスチール缶、アルミ缶、ガラスびん、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の8種類となっており、うち、スチール缶、アルミ缶、段ボール及び紙パックについては、事業者に再商品化義務は課されていない。	実施内容： 容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。 収集後、別用施設で他素材のもの等を除去し、容器包装以外のプラスチックも容器包装リサイクルルートで資源化する。 その際、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。 (再商品化手法について自治体の事情に配慮するよう務める。) 提案理由 本市では、容器包装リサイクル法の完全施行にあわせ、平成12年度からプラスチック製容器包装のリサイクルを開始した(年約約3万トン)。 (再商品化の成果としてプラスチックのみが削減した。この結果、廃棄物処理に伴うCO2排出量はほぼ削減した。 CO2排出量をさらに削減するため、容器包装以外のプラスチックについてもリサイクルしていきたい。 そのため、すぐれたシステムである「容器包装リサイクル」ルートを活用し、容器包装以外のプラスチックをリサイクルできるようにする。 このことにより、 ①市民は分別に選別容器包装以外のプラスチッククリーニングの袋、家庭で使用したラップ、CDのケースなどをプラスチック製容器包装と同様に出すことができる。 市民が分別時に迷うことがなくなり、さらに、プラスチック製容器包装の回収率も向上させることができる。 ②「容器包装リサイクル」ルートを活用することにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。 代替措置 容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。	D		本市も「混合収集」を行い、容器包装と非容器包装を「選別」する方法を検討した。この問題点は「選別」による、試算では選別単価が現在の2.4万円/トンから4.9～5.6万円/トンへと2倍以上になる。混合収集した後の「選別」は、作業の手間と社会的コストを増大させる無意味なプロセスとなる。プラスチック製容器包装と容器包装以外のプラスチックの間の組成上の差異は少ないので、混合収集したものを一括処理した上で経費を分担し、非容器包装を自治体負担とする方法が合理的である。このため、国民共有の財産である「容器包装リサイクルルート」を有効活用したい。(意見の詳細は補足資料に記載)		「措置の分類」の見直し							1 0 2 5 0 1 0	名古屋市	愛知県	環境省	
130012	容器包装リサイクル法を活用した容器包装以外のプラスチックの資源化	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(第1条、第2条、第11～14条、第21～32条) ・容器包装以外のプラスチック製容器包装の分別収集に関する法令(第9条) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(以下、「容器包装リサイクル法」といふ。)では、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出したものを市町村が分別収集し、特定事業者(容器・包装の利用・製造事業者)が再商品化を行うことを規定している。実際には、ほとんどの特定事業者は、再商品化を指定法人に委託し、再商品化費用を支払っている。容器包装リサイクル法の対象となる容器包装は、家庭から排出されるスチール缶、アルミ缶、ガラスびん、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の8種類となっており、うち、スチール缶、アルミ缶、段ボール及び紙パックについては、事業者に再商品化義務は課されていない。	実施内容： 容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。 収集後、別用施設で他素材のもの等を除去し、容器包装以外のプラスチックも容器包装リサイクルルートで資源化する。 その際、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。 (再商品化手法について自治体の事情に配慮するよう務める。) 提案理由 本市では、容器包装リサイクル法の完全施行にあわせ、平成12年度からプラスチック製容器包装のリサイクルを開始した(年約約3万トン)。 (再商品化の成果としてプラスチックのみが削減した。この結果、廃棄物処理に伴うCO2排出量はほぼ削減した。 CO2排出量をさらに削減するため、容器包装以外のプラスチックについてもリサイクルしていきたい。 そのため、すぐれたシステムである「容器包装リサイクル」ルートを活用し、容器包装以外のプラスチックをリサイクルできるようにする。 このことにより、 ①市民は分別に選別容器包装以外のプラスチッククリーニングの袋、家庭で使用したラップ、CDのケースなどをプラスチック製容器包装と同様に出すことができる。 市民が分別時に迷うことがなくなり、さらに、プラスチック製容器包装の回収率も向上させることができる。 ②「容器包装リサイクル」ルートを活用することにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。 代替措置 容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。	C	I	また、同じプラスチックであっても、容器包装のものとは違うので組成が異なり、後者については一緒に購買プラスチックを多く含むとされたため、混合されたプラスチックについては、容リ協会が行うリサイクルにおいて優先的に「取捨される材料」リサイクルの取捨が困難であると考えられる。これは、「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討委員会(平成14年4月)」において、「各種再商品化手法のバランスの取れた組合せを確保しつつ」「材料リサイクル法の質を高めるとされており、また、改正容器包装リサイクル法の発布から、材料リサイクルの取捨が困難」とも述べている。 ④本提案は、「事業者費用負担が現状を上回る点」を前提としている。「事業者費用負担について、容器包装以外の品目についても導入することを前提」とも述べている。 ⑤も一つステップ進んで、プラスチックのリサイクルにおいて積極的な展望のご教示をお願いしたい。 実施内容： 容器包装リサイクル法を活用するものにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。 また、同じプラスチックであっても、容器包装のものとは違うので組成が異なり、後者については一緒に購買プラスチックを多く含むとされたため、混合されたプラスチックについては、容リ協会が行うリサイクルにおいて優先的に「取捨される材料」リサイクルの取捨が困難であると考えられる。これは、「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討委員会(平成14年4月)」において、「各種再商品化手法のバランスの取れた組合せを確保しつつ」「材料リサイクル法の質を高めるとされており、また、改正容器包装リサイクル法の発布から、材料リサイクルの取捨が困難」とも述べている。 ④本提案は、「事業者費用負担が現状を上回る点」を前提としている。「事業者費用負担について、容器包装以外の品目についても導入することを前提」とも述べている。 ⑤も一つステップ進んで、プラスチックのリサイクルにおいて積極的な展望のご教示をお願いしたい。 また、同じプラスチックであっても、容器包装のものとは違うので組成が異なり、後者については一緒に購買プラスチックを多く含むとされたため、混合されたプラスチックについては、容リ協会が行うリサイクルにおいて優先的に「取捨される材料」リサイクルの取捨が困難であると考えられる。これは、「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討委員会(平成14年4月)」において、「各種再商品化手法のバランスの取れた組合せを確保しつつ」「材料リサイクル法の質を高めるとされており、また、改正容器包装リサイクル法の発布から、材料リサイクルの取捨が困難」とも述べている。 ④本提案は、「事業者費用負担が現状を上回る点」を前提としている。「事業者費用負担について、容器包装以外の品目についても導入することを前提」とも述べている。 ⑤も一つステップ進んで、プラスチックのリサイクルにおいて積極的な展望のご教示をお願いしたい。 また、同じプラスチックであっても、容器包装のものとは違うので組成が異なり、後者については一緒に購買プラスチックを多く含むとされたため、混合されたプラスチックについては、容リ協会が行うリサイクルにおいて優先的に「取捨される材料」リサイクルの取捨が困難であると考えられる。これは、「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討委員会(平成14年4月)」において、「各種再商品化手法のバランスの取れた組合せを確保しつつ」「材料リサイクル法の質を高めるとされており、また、改正容器包装リサイクル法の発布から、材料リサイクルの取捨が困難」とも述べている。 ④本提案は、「事業者費用負担が現状を上回る点」を前提としている。「事業者費用負担について、容器包装以外の品目についても導入することを前提」とも述べている。 ⑤も一つステップ進んで、プラスチックのリサイクルにおいて積極的な展望のご教示をお願いしたい。		①合理的な方法による容器包装以外のプラスチック割合については、協会の毎年実施している「ペール品質調査」を活用すれば算出可能である。 ②家系プラスチックの多(PE/PAPPであり、「材料」リサイクルの取捨が困難)とはいえない。 ③分別品への熱電、押込の提案であり、「分別品の精化」につながる点では、PET/PAPPであるという点であり、その参考資料として「補足資料2」(平成18年)に掲載されている「事業者費用負担が現状を上回る点」を前提としている。「事業者費用負担について、容器包装以外の品目についても導入することを前提」とも述べている。 ④本提案は、「事業者費用負担が現状を上回る点」を前提としている。「事業者費用負担について、容器包装以外の品目についても導入することを前提」とも述べている。 ⑤も一つステップ進んで、プラスチックのリサイクルにおいて積極的な展望のご教示をお願いしたい。 実施内容： 容器包装リサイクル法を活用するものにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。 また、同じプラスチックであっても、容器包装のものとは違うので組成が異なり、後者については一緒に購買プラスチックを多く含むとされたため、混合されたプラスチックについては、容リ協会が行うリサイクルにおいて優先的に「取捨される材料」リサイクルの取捨が困難であると考えられる。これは、「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討委員会(平成14年4月)」において、「各種再商品化手法のバランスの取れた組合せを確保しつつ」「材料リサイクル法の質を高めるとされており、また、改正容器包装リサイクル法の発布から、材料リサイクルの取捨が困難」とも述べている。 ④本提案は、「事業者費用負担が現状を上回る点」を前提としている。「事業者費用負担について、容器包装以外の品目についても導入することを前提」とも述べている。 ⑤も一つステップ進んで、プラスチックのリサイクルにおいて積極的な展望のご教示をお願いしたい。 また、同じプラスチックであっても、容器包装のものとは違うので組成が異なり、後者については一緒に購買プラスチックを多く含むとされたため、混合されたプラスチックについては、容リ協会が行うリサイクルにおいて優先的に「取捨される材料」リサイクルの取捨が困難であると考えられる。これは、「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討委員会(平成14年4月)」において、「各種再商品化手法のバランスの取れた組合せを確保しつつ」「材料リサイクル法の質を高めるとされており、また、改正容器包装リサイクル法の発布から、材料リサイクルの取捨が困難」とも述べている。 ④本提案は、「事業者費用負担が現状を上回る点」を前提としている。「事業者費用負担について、容器包装以外の品目についても導入することを前提」とも述べている。 ⑤も一つステップ進んで、プラスチックのリサイクルにおいて積極的な展望のご教示をお願いしたい。							0 1 0 5 0 1 0	名古屋	愛知県	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省		
130020	高知県香美市における二ホンカモシカ保護特区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条	(7条関係) 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況等を調査して、当該鳥獣の個体のため特定鳥獣保護管理計画を定めることができる。 (9条関係) カモシカによる生活環境、農林水産業等の鳥獣の捕獲等を行うとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	文化財保護法で特別天然記念物に指定されている二ホンカモシカを、林業被害の軽減のために、保護地域(カモシカ)が設定されていない市町村が特定鳥獣保護管理計画(現在、都道府県のみが策定可能)を策定し、環境大臣から承認を得られれば、個体数管理の目的で捕獲できるカモシカによる生活環境、農林水産業等の鳥獣の捕獲等を行うとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	今回提案する事業は高知県香美市における二ホンカモシカ保護特区です。二ホンカモシカは文化財保護法で指定された特別天然記念物であり、捕獲は認められていません。香美市においては二ホンカモシカによる捕獲、天候への被害が増加しており、防除を行っていますが、個体数を減少させなければ被害の減少は見込めない状態です。雄林木が被害を受けると、その後の生息が影響を受け、市町村で下流に、林業の収入に大きな影響を及ぼします。捕獲することで林業被害を軽減し、木材流通量の増加、林業の活性化につながるのではないかと考えられます。二ホンカモシカの個体数管理に関する調査を行ったところ、昭和30年二ホンカモシカ(特別天然記念物)指定区に隣接する、鹿野、穂村に被害を及ぼしていることから、昭和54年に文化庁、環境庁、林野庁の3庁の間で、カモシカの取除の基本取組を転換することに合意(3庁合意)がなされたことが分りました。その際、①保護地域を指定し、生息環境の保全を含めてカモシカ個体群の安定的維持を図る。②保護地域外では状況に応じて個体数調整を含む適切な管理を行うという点が明確されています。このように状況を打開するために、今回の香美市における二ホンカモシカ保護特区を提案するものです。なお、採択を受けた場合には、香美市が独自の特定鳥獣保護管理計画(カモシカ)を策定して個体数管理を行うことを想定しています。	C	I	鳥獣保護法によるカモシカの捕獲については、シカやイノシシなどと同く、特定鳥獣保護管理計画に基づき個体数管理のために行う捕獲と鹿野や造林木への被害を受けた者が被害防止を目的として行う有害鳥獣捕獲が、その実施にあたっては、あらかじめ許可権者に列し申請を行い、捕獲許可を受ける必要がある。 また、捕獲許可は、自治事務として都道府県知事(条例等により許可権限が委譲されている場合は市町村長の権限)となっており、指定鳥獣保護区内で捕獲する場合に限っては、指定鳥獣保護管理計画、科学的なデータに基づく計画的な保護管理を推進するため、鳥獣保護法に基づき都道府県知事(条例)による許可を計画として行うことと環境大臣の承認を必要としない理由がある。(計画的に指定鳥獣保護区が含まれている場合は、計画的に捕獲を行うことについては(科学的なデータに基づく必要)必要)「二ホンカモシカ」に関する情報は、申請内容が鳥獣保護法における適正なものであれば「明確」であることから、都道府県知事と相談の上、捕獲許可を受けていただく必要がある。なお、このことのほか、カモシカは、特別天然記念物に指定されているためであることから、鳥獣保護法に基づく捕獲許可以外に、あらかじめ文化財保護法(文部科学省管轄)に基づく現状変更の許可を受けることが必要とされている。		貴者の回答によりますと、現行の特定鳥獣保護管理計画は、科学的なデータに基づく計画的な保護管理を推進するため、鳥獣保護法に基づき都道府県知事(条例)による許可を計画として行うことと環境大臣の承認を必要としない理由がある。(計画的に指定鳥獣保護区が含まれている場合は、計画的に捕獲を行うことについては(科学的なデータに基づく必要)必要)「二ホンカモシカ」に関する情報は、申請内容が鳥獣保護法における適正なものであれば「明確」であることから、都道府県知事と相談の上、捕獲許可を受けていただく必要がある。なお、このことのほか、カモシカは、特別天然記念物に指定されているためであることから、鳥獣保護法に基づく捕獲許可以外に、あらかじめ文化財保護法(文部科学省管轄)に基づく現状変更の許可を受けることが必要とされている。							0 1 0 3 0 1 0	高知県香美市における二ホンカモシカ保護特区	個人	高知県	文部科学省 環境省
130030	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第48条	狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行われなければならない。 ① 狩猟について必要な適性 ② 狩猟について必要な知識 ③ 狩猟について必要な知識	狩猟免許試験の実施項目における、「狩猟」について必要な技能に係る課題の大部分は、銃の安全な取扱いについてのものであり、「銃造刀剣所持所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を有している者については、銃に「銃造の安全な取扱い」はクリアしているところであり、当該技能試験を免除することにより、狩猟免許所持者を増加させる。	本県においては、二ホンジカ及びイノシシ等による農林業被害が8億円を超える水準にあり、有害鳥獣駆除や個体数調整を実施するためには狩猟者の確保は喫緊の課題であり、狩猟免許所持者(特に第一種銃猟免許所持者)を増加させる必要がある。	C	Ⅲ	狩猟免許試験の実施は、自治事務として都道府県が行っているものである。また、狩猟免許試験は、人への危険防止及び適切な鳥獣の保護を図る観点から、狩猟免許の種類に応じて、視力、聴力等の適性、猟具を使用するために必要な技能及び関係法令に関する知識の3項目について都道府県が合格基準を設けて実施されているところである。このうち、技能試験は、特に必要な技能を有しているかを判断するため、銃の構造、分解及び組み立て等の数々の取扱い、距離の目測能力、鳥獣の判別能力等について、合格基準を満たしていることが求められる。それに対して、銃造刀剣所持所持等取締法に基づく所持許可に係る技能検定は、銃銃の構造及び判別に必要な技能を判断するものであり、鳥獣保護法には検査項目から除外されているものがあり、変更についての対応は困難である。	本提案は、必ずしも技能試験の全項目を免除することをお勧めすることはできず、技能試験の一部を免除することをお勧めする。これは、技能試験は、特に必要な技能を有しているかを判断するため、銃の構造、分解及び組み立て等の数々の取扱い、距離の目測能力、鳥獣の判別能力等について、合格基準を満たしていることが求められる。それに対して、銃造刀剣所持所持等取締法に基づく所持許可に係る技能検定は、銃銃の構造及び判別に必要な技能を判断するものであり、鳥獣保護法には検査項目から除外されているものがあり、変更についての対応は困難である。							1 0 7 0 1 0 0	兵庫県	兵庫県	環境省		

